

令和 8 年度

通所にかかる送迎サービス委託業務仕様書

紀北広域連合

1. 紀北広域連合が委託する公用車の送迎サービス委託業務の概要

車両の運行に関する業務とし、車両の管理及び整備（車検・定期点検を含む）に関する業務は含まないものとする。

2. 本業務で使用する車両は、紀北広域連合が所有する車両とする。

3. 受託者の条件及び業務内容

(1)受託者の条件

①道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を有し、一般旅客自動車運送事業を営む事業者（以下「事業者」という。）であること。

②運転手の労務管理を行い、そのために必要な運転手の数を確保する等、運行全般に関する管理体制が整っていること。

③運転手は、安全性の観点から、普通自動車第2種運転免許を取得しており、日常的に運転業務に従事しているものであること。

④当業務を滞りなく遂行するために、③の運転手が3名以上在籍していること。

⑤当業務を行うにあたって、対象者が知的障がい者であることから、③の運転手が運転する車両で週に4日以上、知的障がい者の運送業務を行っている事業所であること。

(2)契約の期間は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとする。

(3)送迎サービスの運行内容

①運行日

【通常運行】令和8年9月1日から令和9年3月31日までの紀北広域連合が指定する日

②運行時間

別紙「令和8年度紀北広域連合送迎サービス運行計画」のとおり

原則として1日2回（ただし、行事や天候等により変更する場合あり）

③運行経路

別紙「令和8年度紀北広域連合送迎サービス運行計画」のとおり

契約締結後に実際の運行経路、立ち寄り先及び運行時刻を調整し決定するものとする。

④車両の保管

車両の保管に関しては以下の場所にて保管する。

保管場所	紀北作業所	保管場所 住所	三重県北牟婁郡紀北町上里 275 番地
------	-------	------------	---------------------

(4)運行管理業務等

①運転可否の判断

受託者は、運行時の道路状況、気象条件等により安全な運行が困難であると判断したときは、すみやかに紀北広域連合と協議を行い、運行経路の変更又は運休等を決定するものとする。ただし、緊急を要するときは、受託者の判断で運行経路の変更又は運休等を行い、事後に対応経過を紀北広域連合に報告するものとする。

②酒気帯びの有無の確認

道路交通法施行規則第9条10に規定する酒気帯びの有無の確認及びその記録について協力するものとする。

③運行時刻の厳守

受託者は、時刻表に基づき運行するものとし、遅れが生じた場合は、安全な運行が確保できる範囲でその解消に努めるものとする。

④運転者の条件及び人数

運転者は、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）に規定する本業務で使用する車両の運転条件を満たす普通自動車第2種運転免許を受けており、かつその効力が停止されていない者とする。受託者は、疾病等の理由により主たる運転者が本業務を遂行できない場合に対応できる体制を整えるものとし、落札決定後、紀北広域連合が指定する日までに運転者名簿及び運転者の運転免許証の写しを提出するものとする。

⑤運行計画

紀北広域連合は、毎月25日までに翌月の運行予定を受託者に通知し、受託者はこれに基づいて毎月の運行を計画するものとする。

なお、紀北広域連合、受託者いずれかの予定に変更が生じた場合は、直ちに互いに連絡を取り、適切に業務を実施するよう努めるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、紀北広域連合と受託者が誠意をもって協議し、本業務の実施に当たるものとする。

⑥運行記録

受託者は、運行業務内容を記録し、紀北広域連合に報告するものとする。

⑦合同安全確認の実施

受託者は、落札決定後すみやかに以下の者と送迎サービス運行経路の試運転を行い、合同安全確認を行うものとする。

紀北作業所代表者、受託者代表者、運転手及び交代要員

(5)再委託（下請け）

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、事前に委託者の承認を得ること

- 1 再委託先（下請け）に対して、本仕様書と同等以上の義務を課すこと
- 2 再委託先の業務については、受託者が最終的な責任を負うこと
- 3 再委託先の選定にあたっては、以下を満たすこと
 - イ 法令遵守体制が整っていること
 - ロ 適切な人員を有すること
 - ハ 個人情報保護体制があること

(6)事故の処理

本業務において事故が発生した場合、受託者は関係者の安全確保や救助等の必要な措置を講じるとともに、すみやかに紀北広域連合に報告しなければならない。

また、受託者の責めに帰すべき理由により発生した事故の場合は、受託者が事故に関する一切の処理を行うものとする。

なお保険については、運行車両に紀北広域連合が保険をかけ、対人、対物、送迎する利用者について賠償する義務を負うこととする。

(7)車両故障時の対応

本業務で使用する車両が故障したときは、紀北作業所関係者等への連絡をすみやかに行い、運営への支障を最小限にできる体制を整えるものとする。なお、代替車の対応は紀北広域連合が手配することとする。

(8)苦情処理に関する業務

①弁明が必要な苦情

受託者は、苦情を申し出た者が弁明を求めたときは、その内容を記録し、すみやかに紀北広域連合に報告するものとする。ただし、運行中に申し出を受けた苦情であって、運転者が運行に支障をきたすと判断した場合は、この限りでない。

②弁明を必要としない苦情

苦情を申し出た者の住所及び氏名がわからない場合など、弁明を必要としないものについては、受託者が処理し、その対応経過を紀北広域連合に報告するものとする。

③改善措置

受託者は、本業務の範囲内において、改善が可能な措置については紀北広域連合の指示に従い実施するものとする。

(9)損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し、受託者の責めに帰すべき理由により、紀北広域連合又は第三者に損害を与えたときは、すべて受託者の責任においてその損害を被害者又は所有者に賠償するものとする。

(10)法令遵守

受託者は、業務の実施に関し、関係法令を遵守すること。

なお、高齢者や障がい者は軽微な揺れやカーブでも大きな負担となりうること等から安全への意識が高く、健康で適切な人材を選定、確保するものとする。

(11)その他

本業務に関して疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度紀北広域連合及び受託者が協議して決定するものとする。

4. 委託料

(1)委託料

当業務に係る委託料は、1日あたりの単価とし、一月当たりの実働日数を乗じたものを請求し、それを委託料として紀北広域連合が支払うものとする。

(2)支払方法

委託料の支払いは、当月末日をもって締め、翌月末日までに受託者が指定する銀行口座へ振込により支払うものとする。

3. 請求書の提出

受託者は、当月分の委託料について翌月 10 日までに請求書を提出するものとする。